

岩手高教組情報

No. 9

 2019年
12月5日(木)

 岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
 TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
 岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

- 定期交渉 ● 学校にも働き方改革の風を ● 高教組第67次教育研究集会 ● 特割を！ ● 移動書記局 ● 第56回護憲大会
- 永年勤続を祝う会 ● 実習教諭部第45回経験交流会 ● 教育改革全国キャンペーン中央集会 ● TOMO-KEN ● 喜怒哀楽 ● クイズ

2019定期交渉

最重点 8 項目について教育長と交渉 臨時的任用教職員の処遇大幅改善！

11月13日、高教組と県教委の定期交渉を実施しました。事前交渉で提出していた226項目のうち、8項目の最重点事項について交渉を行いました。

《主な回答》

①臨時・非常勤教職員の処遇改善

- ・2020年4月からの、臨時的任用教職員の給与上限撤廃（現行1-69）、年度末の空白期間撤廃（現行3日間）、および任用の形態が変わった際の年次の繰り越し（現行は、繰り越し無し）について、大幅前進回答を得ました。詳細については今後、確定し次第、お知らせします。

②休日部活動指導手当「4時間程度3,600円」の区分復活

- ・高教組は働き方改革の一環で、「4時間区分」がなくなったことは理解できるが、部活動の特殊性等によって4時間を超えることが、現実にあることから、復活を強く要請しました。県教委はスポーツ庁の「部活動ガイドライン」による「休日は3時間」を理由に、現場の状況は理解しつつも「認められない」との姿勢で、決裂。

③多忙解消・働き方改革

- ・教育長から、「教員が本来的業務に注力するための業務の精選」「部活動指導員の来年度の配置数を更に拡充する予定」との見解を引き出しましたが、より細かな現状認識と改善策を求めていく必要があります。

④高校舎監業務に対する特割の適用

- ・支援学校の舎監業務と同様に、高校舎監への特割適用を求めました。しかし「特別支援学校における運用の効果や課題などをふまえて慎重に見極める」との回答に留まりました。

⑤「ハラスメント防止マニュアル（仮称）」の策定

- ・ハラスメントの事例をもとに対処策を求めましたが、現状の「岩手県教職員コンプライアンスマニュアル」に基づいた対応以上のことは行わないとの回答。逆評定等のとりくみをもとに交渉を継続します。

⑥採用試験における年齢制限の撤廃（現行49歳）

- ・東北では、49歳の年齢制限を課しているのは岩手県と福島県のみですが、県教委は「年齢制限撤廃による利点と課題のバランスを考えながら、採用試験の実施方法とあわせて検討を継続していく」との回答に留まりました。

⑦高校再編課題「教育の機会均等」「学習権の保障」「教職員加配」

- ・教育長から「中長期的かつ戦略的な視点にたって高校のあり方を検討していきたい」「岩手県として地域の高校の魅力づくりを支援し、地域を支える人材の育成に主体的にとりくむという動きがある」「県教委としても地元自治体との連携を深め、地域と一体となった教育活動の展開を考えていく」との見解を得ました。
- ・人事課長からは「校舎制（宮古地域）については、できる限りの加配をする（10月時点で副校長・養護教諭の2人体制を提示）」との回答を得ました。

⑧県立学校へのエアコン設置とランニングコストの予算計上

- ・「高校の普通教室や保健室以外の管理室等への整備について、引き続き国に対して、地方財政措置の拡充を要望していく」「県においてもさまざまな整備手法やランニングコスト等を検討しながら計画的な整備にとりくんでいく」との回答を得ました。なお、保健室については今年度中にすべての県立学校に、県単独予算で整備される予定となっています。